

# エコアクション21審査員の要員認証・登録及び審査員の業務等に関する規程

一般財団法人 持続性推進機構

2019年1月1日改訂

一般財団法人 持続性推進機構（以下「本機構」という。）は、エコアクション21審査員（以下「審査員」という。）の要員認証・登録及び審査員の業務等に関する規程（以下「本規程」という。）を、「エコアクション21認証・登録事業実施要領（以下「実施要領」という。）4. エコアクション21審査員の要員認証・登録及び審査員の業務等4-5. 審査員の要員認証・登録及び業務等に関する規程並びに審査員倫理規程」に基づき定める。本規程は、エコアクション21審査員補（以下「審査員補」という。）及びエコアクション21サポーター（以下「サポーター」という。）の要員認証・登録及び業務等についても規定する。

エコアクション21認証・登録制度（以下「本制度」という。）における審査員、審査員補及びサポーターの要員認証・登録は、本機構が行う。

## 1. 審査員の要件及び責任等

### 1-1. 審査員の要件

審査員は、以下の力量等に係る要件を満たさなければならない（エコアクション21ガイドライン2017年版（以下「ガイドライン」という。）第6章3. 運営を行う主体の要件（3））。

- ①職業的専門家としての公正不偏の態度を保持すること
- ②環境関連法規、事業者の環境対策、及び環境マネジメントシステム（環境経営システム）に関する適切な専門知識と経験を有すること、また、これらに関する最新の情報の取得に努めること
- ③受審事業者、エコアクション21中央事務局（以下「中央事務局」という。）、エコアクション21地域事務局（以下「地域事務局」という。）、及び他の審査員との間で、適切なコミュニケーションを行う能力を有していること
- ④職業的専門家としての継続的な力量向上を図ること
- ⑤ガイドライン「第6章7. 普及促進活動」に掲げる普及促進活動の実施に努めること
- ⑥その他、中央事務局が必要と認めた要件を満たすこと

### 1-2. 審査員の権限

審査員は、中央事務局又は地域事務局からの選任を受け、事業者に派遣され、事業者のガイドラインへの適合性の審査及び事業者の環境への取組に関する指導・助言を実施する権限を有する（ガイドライン第6章 5. 各主体の権限（3））。

### 1-3. 審査員の責任及び義務

審査員は、以下の責任及び義務を負う（ガイドライン「第6章6．各主体の責任（3）、7．普及促進活動（3）、8．機密の保持（3）、及び9．報告及び承認（3））。

- ①中央事務局又は地域事務局からの選任を受け事業者に派遣され、事業者のガイドラインに基づく審査及び事業者の環境への取組に関する指導・助言を適切に実施する
- ②本機構が策定した実施要領、規定及び規則、並びに本機構が決定したガイドラインの解釈を遵守するとともに、中央事務局の指示に従う
- ③中央事務局及び地域事務局が実施する研修等の受講
- ④地域と連携した活動、並びに中央事務局及び地域事務局と連携した本制度の普及促進のために必要な活動の実施に努める
- ⑤実施要領「1．総則 1－9．機密等の保持」の規定を遵守し、審査で知り得た情報、機密等について、要員認証・登録期間及び要員認証・登録期間が終了した後も、漏洩してはならない
- ⑥中央事務局に対して、本制度の継続的改善及び普及促進のために、定期（年1回以上）に、又は中央事務局の求める時に、中央事務局が報告を必要と判断した項目について報告する

## 2. 審査員の区分

審査員は、審査員及び審査員補の2つの区分とする。

## 3. 審査員の業務

### 3－1. 審査員の業務

審査員は、以下の業務等を行う。

- ①中央事務局又は地域事務局からの選任を受け、事業者に派遣され、受審事業者の担当審査員としてガイドラインへの適合性及び有効性の審査の実施
- ②審査における、受審事業者へのガイドラインの要求事項、環境への取組及び環境経営等に役立つ指導・助言の実施
- ③担当した事業者の審査の結果が確定した後、次の担当審査員が選任されるまでの間の、自らが行った審査の内容及び結果（推奨事項、指摘事項等）並びに判定委員会の指摘等に対する指導・助言、及びエコアクション21の取組全般に関する指導・助言、並びに事業者の経営に役立つ指導・助言の実施  
但し、この期間の指導・助言は、基本的には電話、メール等による対応、又は地域事務局の会議室等において面談を実施するなどとし、当該事業者の希望により訪問して指導・助言を実施する場合は、地域事務局の承諾を得なければならない。いずれの場合においても、これに係る一切の費用（交通費を含む）を事業者に請求又は事業者から受領してはならない
- ④地域の地方公共団体及び業界団体等並びに中央事務局及び地域事務局と連携した、本制度の普及促進活動、特に新規の認証・登録事業者獲得のための活動の実施
- ⑤地域事務局が実施する自治体イニシアティブ・プログラム及び関係企業グリーン化プログラムへの講師等としての協力

- ⑥審査員補の審査オブザーバーへの指導、助言及び評価の実施
- ⑦その他中央事務局及び地域事務局が指示又は要請した業務

審査の実務、手続等の詳細は「エコアクション21審査及び判定規則」に定める。

### 3-2. 審査員補の業務

審査員補は、審査員への昇格を目指し、その力量向上を図る者とし、その力量向上を図るため、中央事務局又は地域事務局の指示に従い、審査員の審査に同行し、その指導を受けなければならない。また、自ら力量向上に努めなければならない。

## 4. 審査員の要員認証・登録

### 4-1. 審査員の要員認証・登録の要件

#### (1) 審査員の要員認証・登録の要件

- ①中央事務局が定めた本制度の理念に基づき、本制度の一員としての自覚を持ち、エコアクション21審査員倫理規程（以下「倫理規程」という。）を遵守し、中央事務局及び地域事務局の指示又は命令に従い、行動すること
- ②本制度の一員として、要員認証・登録期間の3年間の活動に関する基本方針、活動計画を適切に定めていること、その評価及び見直しを年に1回以上行うこと
- ③環境経営システムの構築・運用・維持、及び事業者の環境への取組等に関する適切な専門的知識と十分な経験を有し、事業者に対して指導及び助言を適切に実施できる力量を有すること
- ④事業者の経営に役立つ審査、指導及び助言を適切に実施できる力量を有すること
- ⑤環境問題、持続可能性問題、環境関連法規、及びその改正等に関する最新の知識を有していること、その知識の取得に不断の努力を行うこと
- ⑥事業者の二酸化炭素排出量データ等の把握検証を適正に行うことができる能力を有すること（パソコン等によりデータ情報を事業者の経営に資するデータとして活用するとともに、中央事務局に報告できること）
- ⑦中央事務局、地域事務局、及び事業者との間で、適切なコミュニケーションを行う能力を有していること
- ⑧事業者の経営状況（損益、売上原価等）について把握、分析、指導及び助言ができる能力を有すること
- ⑨自ら本制度の普及促進活動を積極的に行うとともに、中央事務局及び地域事務局が実施する普及促進活動に積極的に協力すること

#### (2) 審査員補の要員認証・登録の要件

審査員補は、以下の要員認証・登録の要件に適合しなければならない。

- ①中央事務局が定めた本制度の理念に基づき、本制度の一員としての自覚を持ち、倫理規程を

- 遵守し、中央事務局及び地域事務局の指示又は命令に従い、行動すること
- ②環境経営システムの構築・運用・維持、及び事業者の環境への取組等に関する一定の知識を有すること
  - ③環境問題、持続可能性問題、環境関連法規、及びその改正等に関する一定の知識を有すること。また、その知識の取得に不断の努力を行うこと
  - ④事業者の二酸化炭素排出量データ等の把握検証を適正に行うことができる能力を有すること（パソコン等によりデータ情報を事業者の経営に資するデータとして活用するとともに、中央事務局に報告できること）
  - ⑤中央事務局、地域事務局、及び事業者との間の適切なコミュニケーション能力を有すること
  - ⑥事業者の経営状況（損益、売上原価等）について把握、分析ができる能力を有すること
  - ⑦自ら本制度の普及促進活動を積極的に行うとともに、中央事務局及び地域事務局が実施する普及促進活動に積極的に協力すること

#### 4-2. エコアクション21 審査員の要員認証・登録

審査員又は審査員補としての要員認証を希望する者は、中央事務局が実施する「エコアクション21 新規審査員養成研修」（以下「審査員養成研修」という。）を受講・修了し、「エコアクション21 審査員要員認証試験」（以下「審査員要員認証試験」という。）に合格しなければならない。

本機構理事長は、中央事務局長の報告に基づき、エコアクション21 審査員委員会（以下「審査員委員会」という。）で審議の上、審査員養成研修を受講・修了し、審査員要員認証試験に合格した者であって、審査員又は審査員補の要件を満たし適合確認を受けた者を、審査員又は審査員補として、本人からの申請に基づき、所定の手続き（4-4. エコアクション21 審査員の要員認証・登録の手続）を経た後に要員認証・登録する。

#### 4-3. 審査員の要員認証・登録期間

審査員及び審査員補の要員認証・登録の期間は3年間とし、審査員については、本人からの申請に基づき、再度要件適合確認の上、要員認証・登録を更新する。審査員補の要員認証・登録期間は3年間で終了し、更新されない。

#### 4-4. エコアクション21 審査員の要員認証・登録の手続

審査員及び審査員補の要員認証・登録に係わる手続きは、以下のとおりとする。

中央事務局長は、要員認証・登録された審査員及び審査員補に、要員認証・登録証及びエコアクション21 審査員（審査員補）身分証を交付する。

- ①審査員自らの、今後の要員認証・登録期間3年間の力量向上への取組、審査・指導助言、普及活動にあたっての基本方針、活動計画等について所定の様式に取りまとめ提出すること
- ②中央事務局が指定する Microsoft Excel 等に関する検定試験に合格したことを証明する資料を提出すること

- ③「エコアクション21審査員誓約書」を提出すること
- ④「エコアクション21審査員経歴票」を提出すること
- ⑤所定の要員認証・登録費用を納入すること
- ⑥その他中央事務局が提出等を求めたもの提出すること

## 5. 審査員要員認証・登録の更新等

### 5-1. 審査員の要員認証・登録の更新

審査員の要員認証・登録の更新に当たっては、要員認証・登録期間中の、審査案件毎の判定委員会による評価、中央事務局及び地域事務局の指示等への対応状況の評価、受審事業者からのアンケート結果、新規事業者の獲得等の普及活動の実施状況等について、総合的に評価を行うとともに、審査回数、中央事務局及び地域事務局が主催する力量向上研修会への受講等のその他の要件、並びに審査員の要員認証・登録の要件について、その適合を確認する。

要件を満たし適合確認を受けた者を、審査員委員会で審議の上、本機構理事長は、中央事務局長の報告に基づき、審査員としての要員認証・登録を更新する。

### 5-2. 審査員補から審査員への昇格及び審査員補資格の失効

本機構理事長は、審査員補のうち、3年間の要員認証・登録期間中に、所定の審査オブザーバーを行うとともに、審査員昇格試験に合格した者であって、審査員委員会で審議の上、審査員の要件を満たし適合確認を受けた者を、中央事務局長の報告に基づき、審査員として要員認証・登録する。

審査員補は、3年間の要員認証・登録期間中に審査員に昇格しなかった場合、原則として審査員補要員認証・登録期間の最終日をもって、審査員補としての要員認証・登録は失効する。

## 6. エコアクション21サポーター

### 6-1. サポーターの役割

サポーターは、本制度の普及のための資格として、地域及び組織内においてエコアクション21の普及推進に積極的に取り組む者とする。

### 6-2. サポーターの業務

サポーターは、地域及び組織内においてエコアクション21の普及推進活動に取り組むとともに、毎年1回、中央事務局の指示に従い、その活動状況を報告する。

### 6-3. サポーターの要員認証・登録の要件

サポーターは、以下の要員認証・登録の要件に適合しなければならない。

- ①中央事務局が定めた本制度の理念に基づき、本制度の一員としての自覚を持ち、倫理規程を遵守し、地域及び組織内においてエコアクション21の普及推進活動に取り組むこと
- ②環境経営システムの構築・運用・維持、及び事業者の環境への取組等に関する一定の知識を有すること
- ③環境問題、持続可能性問題、環境関連法規、及びその改正等に関する一定の知識を有すること。また、その知識の取得に不断の努力を行うこと

#### 6-4. サポーターの要員認証・登録

サポーターとしての要員認証を希望する者は、中央事務局が実施する「エコアクション21サポーター養成研修」(以下「サポーター養成研修」という。)を受講・修了し、「エコアクション21サポーター要員認証試験」(以下「サポーター要員認証試験」という。)に合格しなければならない。

本機構理事長は、中央事務局長の報告に基づき、審査員委員会で審議の上、サポーター養成研修を受講・修了し、サポーター要員認証試験に合格した者であって、サポーターの要件を満たし適合確認を受けた者を、サポーターとして、本人からの申請に基づき要員認証・登録する。

サポーターの要員認証・登録の期間は5年間とし、本人からの申請に基づき、再度、要件適合確認の上、要員認証・登録を更新する。

中央事務局長は、要員認証・登録されたサポーターに、要員認証・登録証を交付する。

### 7. エコアクション21業種別等ガイドライン等の審査資格

業種等による審査資格は、以下のとおりとする。

#### 7-1. 特定工場の適用を受ける事業者の審査

受審事業者が、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の『特定工場』である場合は、審査員は、原則として「公害防止主任管理者(公害防止管理者大気一種及び水質一種の資格をともに有する者を含む)」、「公害防止管理者」、「環境計量士(濃度及び騒音・振動の資格をともに有す者)」の、いずれかの資格を有していなければならない。

なお、公害防止管理者については、特定工場に設置されている施設の区分により、必要となる公害防止管理者の種類に対応した資格を有していなければならない。

#### 7-2. エコアクション21業種別等ガイドラインが適用される事業者の審査

審査員は、環境省が策定した、以下のエコアクション21業種別等ガイドライン(以下「業種別等ガイドライン」という。)が適用される事業者の審査の実施に当たっては、業種別等ガイドライン毎に規定された審査員の要件を満たし、中央事務局が認めた資格を有していなければならない。

い。

- ①エコアクション21 産業廃棄物処理業者向けガイドラインが適用される事業者の審査を実施する審査員に求められる要件
  - ・中央事務局が開催する所定の講習を受講・修了し確認試験に合格するとともに、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催する『産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）「産業廃棄物の処分課程及び収集・運搬課程」』を受講し、その修了証の交付を受けていなければならない。
  - ・中央事務局が必要と判断した審査経験等を有し、かつ、中央事務局長より当該業種の審査を担当できる力量の確認を受けていなければならない。
- ②エコアクション21 建設事業者向けガイドラインが適用される事業者の審査を実施する審査員に求められる要件
  - ・中央事務局が開催する所定の講習を受講・修了し確認試験に合格していなければならない。
  - ・中央事務局が必要と判断した審査経験等を有し、かつ、中央事務局長より当該業種の審査を担当できる力量の確認を受けていなければならない。
- ③エコアクション21 食品関連事業者向けガイドラインが適用される事業者の審査を実施する審査員に求められる要件
  - ・中央事務局が開催する所定の講習を受講・修了し確認試験に合格していなければならない。
- ④エコアクション21 地方公共団体向けガイドラインが適用される事業者の審査を実施する審査員に求められる要件
  - ・中央事務局が開催する所定の講習を受講・修了し確認試験に合格するとともに、中央事務局長より当該業種の審査を担当できる力量の確認を受けていなければならない。
- ⑤エコアクション21 大学等高等教育機関向けガイドラインが適用される事業者の審査を実施する審査員に求められる要件
  - ・中央事務局が開催する所定の講習を受講・修了し確認試験に合格するとともに、中央事務局長より当該業種の審査を担当できる力量の確認を受けていなければならない。

### 7-3. 大規模事業者

受審事業者が、エコアクション21の対象範囲にかかわらず全組織の従業員が501人以上、又は事業所が20ヶ所以上である場合は、審査員は、中央事務局長より当該事業者の審査を担当できる力量の確認を受けていなければならない。

### 8. 審査料及び旅費交通費

審査員が担当した審査に係る審査料及び審査に要した旅費交通費（以下「審査費用」という。）については、中央事務局が受審事業者から収受するとともに、中央事務局から審査員へ支払う。

### 9. エコアクション21 指導審査員

エコアクション21指導審査員（以下「指導審査員」という。）は、審査員及び審査員補の力量評価、その他中央事務局から委嘱された業務を行う。

本機構理事長は、審査員の中から、必要な要件及び力量を満たした者を、中央事務局長の報告に基づき、審査員委員会で審議の上、指導審査員として委嘱する。

### 9-1. 指導審査員の要件

指導審査員は、審査員としての要件に加え、以下の要件を満たす者とする。

- ①中央事務局が定めた本制度の理念を十分に理解し、中央事務局とともに制度の普及推進、運営に取り組む高い意欲を有していること
- ②他のエコアクション21審査員の模範となり、エコアクション21審査員の力量向上、指導を行うことができる経験、知識、能力を有していること

### 9-2. 指導審査員の委嘱

中央事務局長は、地域事務局からの推薦に基づき、過去の審査実績、直近の審査報告書等の内容を総合的に評価し、指導審査員候補の選出を行う。

中央事務局は、選出した指導審査員候補を対象に、指導審査員の委嘱のための研修会（2泊3日程度）を開催する。

本機構理事長は、中央事務局長の報告に基づき、審査員委員会で審議の上、研修会を受講・修了した審査員の中から、受講状況等を踏まえ指導審査員の要件の適認を受けた者を、指導審査員として委嘱する。

委嘱期間は2年間とし、原則として3期（6年）を委嘱期間の上限とする。

本機構理事長は、指導審査員が、委嘱期間中に指導審査員として十分な業務を行えないと判断した場合は、中央事務局長の報告に基づき、審査員委員会で審議の上、指導審査員の委嘱を解除する。

### 9-3. 指導審査員の業務

指導審査員は以下の業務を行う。

- ①審査員の審査に同行し、審査員の審査、指導・助言の内容等についての評価、及び必要に応じた改善のアドバイス
- ②審査員補の昇格のための試験審査に同行し、審査員補の審査、指導・助言の内容等に基づき、審査員への昇格に関する評価、並びに必要に応じた改善のアドバイス
- ③中央事務局が毎年開催する指導審査員研修会（問題事例、優良事例についての研究、討議等）の受講
- ④地域事務局が開催する審査員力量向上研修会等の企画・運営等
- ⑤受審事業者の認証・登録の判定業務
- ⑥その他中央事務局長が依頼した業務



## 10. 遵守事項

エコアクション21審査員、審査員補及びサポーターは、実施要領、本規程、倫理規程及びその他の規程・規則等を遵守し、中央事務局の依頼又は指示に従わなければならない。

また、エコアクション21審査員は、中央事務局に対して、本制度の継続的改善及び普及促進のために、定期（年1回以上）に、並びに中央事務局又は地域事務局の求める時に、中央事務局又は地域事務局が報告を必要と判断した項目について報告しなければならない。

## 11. エコアクション21審査員要員認証・登録の取消及び一時停止等

本機構理事長は、審査員、審査員補及びサポーターが実施要領、倫理規程及びその他の規程・規則等に違反した場合、その他審査員及び審査員補として不適切な行為を行った場合等は、中央事務局長の報告に基づき、エコアクション21審査員倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）での審議の上、審査員、審査員補及びサポーターの要員認証・登録の取消又は一時停止等の必要な処分を行う。

中央事務局長は、審査員、審査員補及びサポーターに不適切な行為があった場合は、審査員及び審査員補に対して、厳重注意等の必要な措置を行う（実施要領「4. エコアクション21審査員の要員認証・登録及び業務等4-7. 審査員要員認証・登録の取消及び一時停止等」）。

審査員、審査員補及びサポーターは、審査員の要員認証・登録の一時停止又は取消等の決定に対して不服がある場合は、倫理委員会の開催を要求し、書面で弁明書を提出する、あるいは倫理委員会に出席して弁明することができる。

審査員、審査員補及びサポーターが要員認証・登録の取消又は一時停止の処分を受けた場合は、審査員要員認証・登録証及び同身分証を中央事務局に返納するとともに、名刺及びホームページ等からエコアクション21審査員の名称及びエコアクション21ロゴマークを削除しなければならない。

## 12. 規則

本規程の実施に必要な細則については、別に規則を定める。

附則

- 1) 本規程「6-1. 審査員の要員認証・登録の更新」の施行については、これを段階的に実施することとし、その内容は年度毎に定める。
- 2) 本規程「8. 審査料及び旅費交通費」の施行時期は2019年度中とする。

### 【改訂履歴】

2017年11月 6日 策定

2018年 4月 1日 改訂

一般財団法人 持続性推進機構

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-14-18-4F

本機構に無断で記載内容の全部又は一部を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。

Copyright 一般財団法人 持続性推進機構 All Rights Reserved.